表１－２・表１－３　（略）

図１　防護措置等の実施フローの例

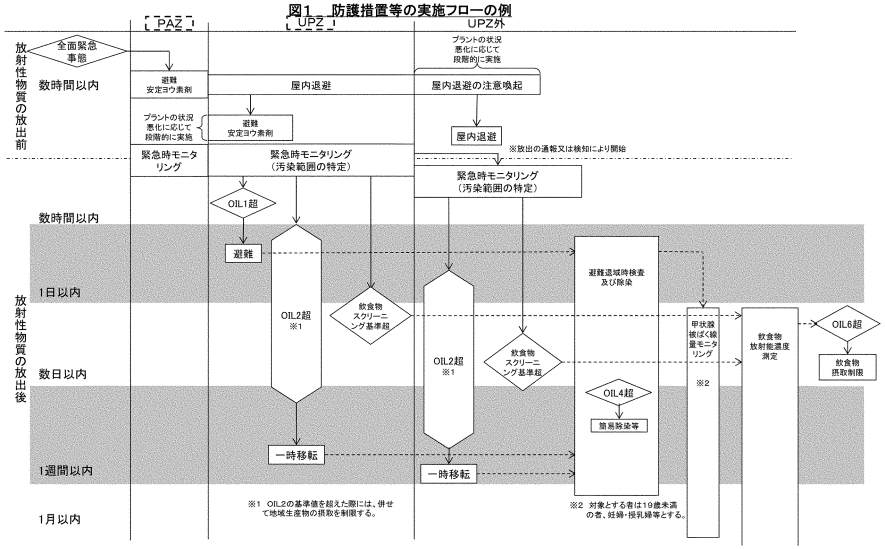


表２　各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みについて

１．沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
①～⑬　（略） （削る） ⑭・⑮　（略） ⑯　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長（以下「委員長」という。）又は委員長の代行者（以下「委員長代行」という。）が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	（略）

施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
（略）	（略）

表１－２・表１－３　（略）

図１　防護措置等の実施フローの例

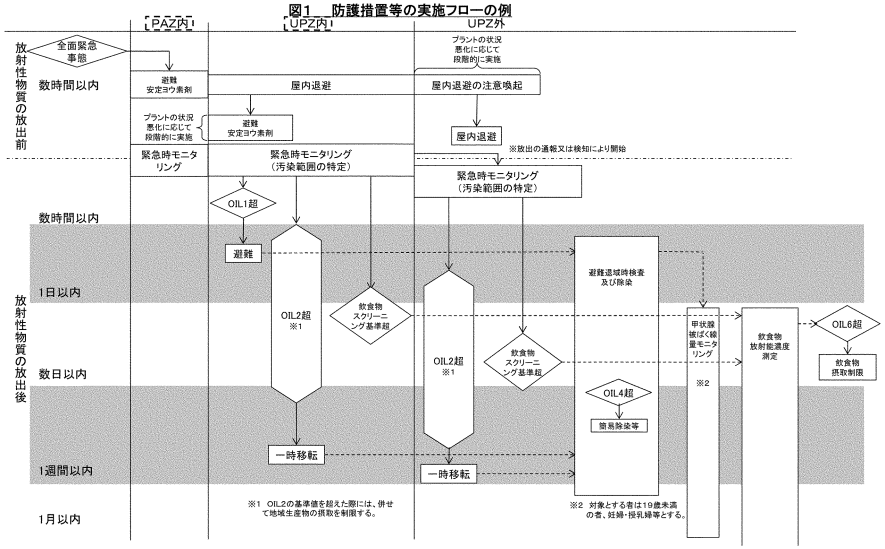


表２　各緊急事態区分を判断するＥＡＬの枠組みについて

１．沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するＥＡＬ （⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
①～⑬　（略） ⑭　東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑮・⑯　（略） ⑰　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	（略）

施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
（略）	（略）